

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：公立大学法人神戸市看護大学）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(2) 意 見 ア 契約相手方への履行期限（納入期限）の通知等について 法人の財務会計システムにおいては、決議日、履行検査日は確認できるものの、契約日（発注日）や履行期限（納入期限）の項目がなく、契約書を締結しない場合においては確認できない状況となっていた。 契約日（発注日）や履行期限（納入期限）は、契約規程第39条に定める履行遅延への対応等、適正な履行の確保のために必要な事項であるため、契約日（発注日）を記録するとともに、契約の内容として履行期限（納入期限）を相手方に通知のうえ発注されたい。また、財務会計システムの更新時にはシステム内で管理できる仕様とすることを検討されたい。	現在使用している財務会計システムにおいて、発注書発行の機能を備えているが、契約日（発注日）や履行期限（納入期限）の入力・表示項目がないため、これを入力・表示できるよう、令和7年3月に改修を行った。 財務会計システム改修後は、システム内で契約日（発注日）や履行期限（納入期限）が管理できるようになり、相手方に、契約の内容として履行期限（納入期限）を伝えている。	措置済